

寒川町指定管理者選定委員会規則をここに公布する。

平成 28 年 9 月 27 日

寒川町長 木 村 俊 雄

## 寒川町規則第 18 号

### 寒川町指定管理者選定委員会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、寒川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17 年寒川町条例第 18 号。以下「条例」という。)第 12 条第 6 項の規定に基づき、寒川町指定管理者選定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員会の委員)

第 2 条 条例第 12 条第 3 項第 1 号の学識経験者は、次に掲げる者とする。

- (1) 企業経営に識見を有する者
- (2) 行政運営に識見を有する者

2 条例第 12 条第 3 項第 2 号の町職員は、副町長、企画政策部長、総務部長、町民部長、福祉部長、健康子ども部長、環境経済部長、都市建設部長、拠点づくり部長、消防長、議会事務局長及び教育次長とする。

(委員長及び副委員長)

第 3 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ副町長及び企画政策部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、次項に定めるところにより委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる委員によって構成する。ただし、町長が特に必要があると認めて委員の構成を指定した場合は、この限りでない。
- 3 委員は、条例第 12 条第 1 項第 1 号の規定による審査を行う場合において、自己が当該審査の対象となる法人その他の団体(以下「対象法人等」という。)の代表者若しくは役員その他これらに準ずるものであるとき、又は対象法人等と利害関係を有するときは、当該審査に係る議事に加わることができない。
- 4 会議は、第 1 項の規定により招集する委員(前項の規定に該当する委員があるときは、当該委員を除く。)の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。
- 5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第 5 条 委員会は、必要に応じて関係者、有識者等の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(選定基準)

第 6 条 指定管理者の候補者の選定に係る基準は、町長が別に定める。

(会議の非公開)

第 7 条 委員の率直な意見の交換及び意思決定の中立性を確保するため、会議は、非公開とする。

(秘密の保持)

第 8 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第 9 条 委員会の庶務は、企画政策部企画政策課において処理する。

(委任)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第 4 条関係)

会議内容		委員
条例第 12 条 第 1 項第 1 号 の規定によ る審査	審査の対象を条例第 2 条の規 定により公募した場合	第 2 条第 1 項各号の学識経験者 並びに副町長、企画政策部長、 総務部長及び審査の対象となる 公の施設を所管する部等の長
	審査の対象を条例第 5 条第 1 項の規定により公募しなかつ た場合	第 2 条第 2 項に掲げる町職員
条例第 12 条第 1 項第 2 号の規定による調査 審議		第 2 条第 2 項に掲げる町職員